

リスク対応に伴う予防原則の適応領域の拡大

辻 信一 福岡女子大学 国際文理学部環境科学科 教授

1.目的：「危険」に対処するための警察法の領域にある食品衛生法が、その適用領域を拡大し、さらにそれに伴う法律自体の性格の変容について検討する。

2. 調査内容

わが国の環境法においては、「リスク」に対処する法令が制定され活用されてきた。このような「リスク」に対処するための法的手法の導入は、この時期に、環境法の周辺に位置する行政法においてもなされていたと推測されるが、十分な検証的研究はなされていない。

本研究では、「危険」に対処するための警察法の領域にある食品衛生法が、その適用領域を拡大し、さらにそれに伴う法律自体の性格の変容について検討する。その一環として、本件調査において、歴史的に重大な事件において、食品衛生法がどのように活用されたかを検証する。今回テーマとしたのは、水俣病事件において、なぜ、食品衛生法が活用されなかったかについてである。水俣病発生直後に、食品衛生法による汚染食品の流通禁止措置が熊本県によって検討されたにもかかわらず、実施されなかった要因について、実証するための調査を行った。



水俣の市街地



公害事件への対応における法律の性質の変化

現地調査

- ①施設見学やヒアリングについて
- ②実地調査について



実地調査の様子



資料館



実地調査の様子



排水溝跡

3. まとめ

当時においても、食品衛生法は、有害物質で汚染された食品の流通を差止める効力を有しており（当時の4条）、これが発動されれば、かなりの割合で水俣病の拡大を防止できた可能性があった。

そこで、当時の文献が保管されている熊本学園大学水俣学研究センター（熊本市、および水俣市に所在）や水俣病事件の研究機関である相思社に赴き、研究室の学生の助力を得ながら、熊本県の対応を記した行政文書（行政指示文書など）を精査した。当時の熊本県の稟議書にあたったところ、それによれば、食品衛生法4条の条文、効力に対する認識は十分にあったと判断できることを確認した。

また、熊本県は、食品衛生法4条による汚染食品の流通禁止措置の執行についての判断を国に求めたが、これは本来は知事が判断すべきことであった。なぜそのようにしたのかについては、不明であり、国の判断を仰ぐことによって国に責任を負わせるためと言われているが、先行研究でもその根拠は明確ではない。しかし、今回の調査では、それを根拠づける文書を発見することができなかった。また、他の要因を示唆する文書も発見できなかったため、この点は引き続き調査する必要がある。